

## (11) 競技会規則

### (競 技)

第1条 日本国内において開催される国内競技会及び国際競技会の組織並びに運営に関する事項は、別途JFAが制定する規則に定めるところによる。

### (定 義)

第2条 本規則における次の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 主催  
自己の名義において試合、イベント等（以下「試合等」という。）を開催すること。
- (2) 共同主催（共催）  
共同名義において試合等を開催すること。
- (3) 主管  
試合等の運営委託を受けて実施すること。
- (4) 後援  
他者の主催する試合等を支援すること（ただし、金銭その他の経済的援助は伴わない。）。
- (5) 協力  
他者の主催する試合等に物品を供与し、又は一定の許諾を与える等の方法により協力すること。
- (6) 特別協賛（冠協賛）  
他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として自己の名称、商標等を試合等の名称に使用する権利を得ること。
- (7) 協賛  
他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること。
- (8) 公認  
他者の主催する試合等又は他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等を、公式なものとして許諾すること。
- (9) 推薦  
他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等の存在を、サッカー界又は本地域協会にとって良質又は好ましいものとして認知すること。

### (競技会の主催)

第3条 本地域協会は、次の競技会を主催する。

#### 【第1種委員会】

- (1) 北信越フットボールリーグ
- (2) 北信越サッカー県リーグ決勝大会
- (3) 全国社会人サッカー選手権大会北信越大会
- (4) 全国クラブチームサッカー選手権大会北信越大会
- (5) 日本スポーツマスターズサッカー競技北信越予選会

- (6) 全国自治体職員サッカー選手権大会北信越大会
- (7) 北信越大学サッカーリーグ
- (8) インディペンデンスリーグ北信越大会
- (9) 北信越大学サッカー選手権大会
- (10) 北信越大学サッカー新人戦
- (11) 全国高等専門学校サッカー選手権大会北信越大会
- (12) 北信越地区高等専門学校サッカー新人大会

**【第2種委員会】**

- (13) 高円宮杯 JFA U-18 サッカープリンスリーグ北信越 1部・2部
- (14) 北信越高等学校サッカー選手権大会『共催』

**【第3種委員会】**

- (15) 高円宮杯 JFA U-15 サッカーリーグ (北信越)
- (16) U-13 サッカーリーグ (北信越)
- (17) 高円宮杯 JFA 全日本 U-15 サッカー選手権大会北信越大会
- (18) 北信越中学校総合競技大会サッカー競技『共催』

**【第4種委員会】**

- (19) フジパン CUP 北信越 U-12 サッカー選手権大会
- (20) JA 全農杯全国小学生選抜サッカーin 北信越兼北信越 U-12 サッカー新人大会
- (21) JFA U-12 ガールズゲーム北信越

**【女子委員会】**

- (22) 皇后杯 JFA 全日本女子サッカー選手権大会北信越大会
- (23) 北信越女子サッカーリーグ
- (24) 全日本大学女子サッカー選手権大会北信越大会
- (25) JFA 全日本 U-18 女子サッカー選手権大会北信越大会
- (26) 全日本高等学校女子サッカー選手権大会北信越大会
- (27) JFA 全日本 U-15 女子サッカー選手権大会北信越大会
- (28) JFA 全日本 0-30 女子サッカー大会北信越大会

**【シニア委員会】**

- (29) JFA 全日本 0-40 サッカー大会北信越大会
- (30) JFA 全日本 0-50 サッカー大会北信越大会
- (31) JFA 全日本 0-60 サッカー大会北信越大会
- (32) JFA 全日本 0-70 サッカー大会北信越大会
- (33) 北信越シニア 0-35 カップ
- (34) 北信越シニア 0-45 カップ
- (35) 北信越シニア 0-55 カップ
- (36) 北信越シニア 0-65 カップ

**【フットサル委員会】**

- (37) 北信越フットサルリーグ
- (38) JFA 全日本フットサル選手権大会北信越大会
- (39) 全日本大学フットサル大会北信越大会

- (40) JFA 全日本U-18 フットサル大会北信越大会
- (41) JFA 全日本U-15 フットサル選手権大会北信越大会
- (42) JFA バーモンドカップ全日本U-12 フットサル選手権大会北信越大会
- (43) JFA 全日本女子フットサル選手権大会北信越大会
- (44) JFA 全日本U-15 女子フットサル大会北信越大会
- (45) JFA 全日本ビーチサッカー大会北信越大会
- (46) 全国特別支援学校フットサル大会北信越大会

**【技術委員会】**

- (47) U-16 北信越トレセンリーグ
- (48) U-15 北信越トレセンリーグ
- (49) U-16 北信越女子トレセンリーグ(前期)
- (50) U-16 北信越女子トレセンリーグ(後期)
- (51) U-15 北信越女子トレセンリーグ

2 本地域協会は、前項の競技会以外に、理事会が承認した競技会を主催する。

(競技会の名称の制限)

第4条 本地域協会が主催する競技会以外は、その名称に「北信越地域」を使用することはできない。

(主管の委託)

第5条 本地域協会は、本地域協会の主催する競技会の主管を、その競技会開催地の北信越各県サッカー協会に委託することができる。

2 前項の場合、委託されたサッカー協会を、主管協会という。

(アマチュア選手の商品)

第6条 競技会に参加するアマチュア選手への賞品は、アマチュア選手にふさわしいものでなければならない。

(地域競技会等)

第7条 北信越各県サッカー協会が独自に開催する競技会に関する規則は、本規則に準ずるものとする。

(処 分)

第8条 本規則の規定に違反した北信越各県サッカー協会、加盟チーム又は選手にJFAが定める懲罰規程にしたがって懲罰を科すことができるものとする。

(改 正)

第9条 この規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施 行)

第10条 この規則は、2023年4月1日から施行する。